

鷹栖町個別施設計画  
子育て・福祉支援施設編

令和 3 年 3 月  
【令和 6 年 6 月改訂】

## はじめに

全国的に人口減少や少子高齢化が進行しており、本町もまた例外ではありません。社会情勢の変化は、産業・経済、社会保障、地域コミュニティ、社会資本の維持・更新等といった様々な分野で、将来の行政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。そこで、本町は「鷹栖町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口増加施策や子育て支援施策などを拡充し、全力で取り組んでいます。

社会資本としての公共施設やインフラの維持・更新など公共施設マネジメントについては、平成 29 年（2017 年）3 月に「鷹栖町公共施設総合管理計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、長期的な視点から計画的に施設・インフラの更新、統廃合等を進めることといたしました。

この基本計画の下位計画として令和 2 年（2020 年）3 月に「鷹栖町公共施設再編方針」（以下、「再編計画」という。）を策定し、基本計画における方針・基準等を具体化した、より詳細な実施基準や今後の検討の枠組みを定めるとともに、将来のイメージを描きました。

これらの基本計画や再編計画を踏まえ、町民や施設利用者等の意見を伺った上で、具体的な施設の統廃合や再配置などの各施設の今後について、このたび施設分野別の『鷹栖町個別施設計画』を策定しました。

基本計画においては、人口や財政状況の見通し、公共施設等の状況を踏まえ、かつてのように多くの施設を一斉に更新することは困難な状況であり、中長期的な視点で既存施設の建替えや再編を総合的に検討する一方、行政サービスの水準（質）は維持または、向上させるという視点から、ピンチをチャンスに変える意気込みで公共施設マネジメントに取り組んでいくことといたしました。町民の皆様と町が情報・問題意識を共有しながら、「共に考え、共に行動する」ことで私たちの鷹栖町を更に魅力あるまちとすることを目指します。個別施設計画、基本計画、再編方針が、本町の公共施設マネジメントの礎となり、町民の皆様が本町の今後の生活基盤、社会基盤及び協働のまちづくりの姿を考える際の一助となれば、幸いに存じます。

令和 3 年 3 月                      鷹栖町長   谷      寿男

## 目 次

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 第1章 個別施設計画策定の目的とその位置付け ..... | - 1 -  |
| 第1節 個別施設計画策定の目的 .....        | - 1 -  |
| 第2節 個別施設計画の位置付け .....        | - 1 -  |
| 1 個別施設計画全体の位置付け .....        | - 1 -  |
| 2 この個別施設計画の位置付け .....        | - 2 -  |
| 第2章 個別施設計画の対象施設及び計画期間 .....  | - 3 -  |
| 第1節 対象施設の一覧表 .....           | - 3 -  |
| 1 対象施設の一覧 .....              | - 3 -  |
| 第2節 計画期間 .....               | - 4 -  |
| 第3章 個別施設計画を取り巻く現状と課題 .....   | - 5 -  |
| 第1節 公共施設の現状 .....            | - 5 -  |
| 1 施設の役割 .....                | - 5 -  |
| 2 施設整備の概要 .....              | - 6 -  |
| 第2節 公共施設が抱える課題 .....         | - 7 -  |
| 1 施設の老朽化の概要 .....            | - 7 -  |
| 2 施設を取り巻く課題 .....            | - 8 -  |
| 第4章 対策の優先順位の考え方 .....        | - 9 -  |
| 第1節 基本的な考え方 .....            | - 9 -  |
| 1 機能の存続 .....                | - 9 -  |
| 2 専用部分の存続と共用部分の圧縮 .....      | - 9 -  |
| 3 小規模施設の集約等 .....            | - 9 -  |
| 4 老朽施設の早期除却 .....            | - 9 -  |
| 5 耐用年数の短縮化の検討 .....          | - 9 -  |
| 6 耐震化の早急な達成 .....            | - 10 - |
| 第2節 施設類型特有の考え方 .....         | - 10 - |
| 第5章 個別施設の状態と再編方針 .....       | - 11 - |
| 第1節 個別施設の状態 .....            | - 11 - |
| 1 個別施設の状態の評価方法 .....         | - 11 - |
| 2 個別施設の状態 .....              | - 12 - |
| 第2節 再編方針 .....               | - 12 - |
| 1 再編方針における視点 .....           | - 12 - |
| 2 再編方針の考え方 .....             | - 14 - |
| 3 再編方針 .....                 | - 15 - |
| 第6章 対策内容と実施時期 .....          | - 16 - |
| 第7章 今後の対応方針 .....            | - 17 - |
| 第1節 計画の進捗管理の方法 .....         | - 17 - |
| 第2節 計画の改定に関する考え方 .....       | - 17 - |
| 第3節 計画の実施体制 .....            | - 17 - |
| 第4節 予算への反映方法 .....           | - 18 - |

## 第1章 個別施設計画策定の目的とその位置付け

この「鷹栖町個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）は、本町が保有又は管理をするインフラを含む公共施設に関し、国が定めたインフラ長寿命化総合管理計画等の指針にしたがって個別施設ごとに今後の方針についてまとめたものです。

具体的には、平成29年（2017年）3月に策定された基本計画及び令和2年（2020年）3月に策定された再編計画において定めた方針・基準等の下で個別施設の具体的方針をまとめたものになります。

また、本計画では、本町が保有又は管理をする全ての公共施設について、本計画の計画期間における具体的な対策内容及び実施時期（第6章）について記載するとともに、本計画の計画期間を含む基本計画で定めた計画期間（令和37年度（2055年度）まで。令和3年度（2021年度）に予定する基本計画の見直し後の計画期間は令和12年度（2030年度）まで）における施設の再編・再配置の方向性を示す「公共施設再編方針」（本章第2節及び第5章参照。以下、「再編方針」という。）についても記載することとします。

### 第1節 個別施設計画策定の目的

個別施設計画は、本町の公共施設が今後大量一斉更新を迎えることとなる状況を踏まえ、一方で今後の人口減少等に伴う税収減（収入の減少）と高齢化の進行等による社会保障費の増大（支出の増加）といった環境の変化を見据えながら、施設の更新のために捻出できる費用の中でいかに良質な公共施設を残していくかについて検討を行い、個別施設ごとの具体的方針を定めることを目的とします。

この検討に当たっては、それぞれの施設（建物）の老朽化の状況等（ハードの状況）と提供している住民サービスの状況等（ソフトの状況）の両面に着目し、施設（建物）の方針（対象施設の統廃合、建物の存続等をどうするか）と機能の方針（提供している住民サービスをどうするか）について具体的に定めることとします。

### 第2節 個別施設計画の位置付け

#### 1 個別施設計画全体の位置付け

個別施設計画は、基本計画及び再編計画の下位計画として位置付けられます（図表1-2-1参照）。個別施設計画は、基本計画に掲げる方針や再編計画に定められた基準等に従い、本町の公共施設マネジメントを推進していくため、施設分野別に策定するものです。

ハコモノ施設に関する全体としての個別施設計画は、原則として、各施設分野間の横断的な調整を図るための「再編方針」と各施設分野に関する「個別施設計画」とによって構成されます。文言を整理するため、前者の「ハコモノ施設に関する全体としての個別施設計画」を「広義の個別施設計画」又は「個別施設計画（広義）」とし、「各施設分野に関する個別施設計画」を「狭義の個別施設計画」、「個別施設計画（狭義）」又は「個別計画」とします。国からその策定を求められている「個別施設計画」とは、ハコモノ施設に関しては、「狭義の個別施設計画」（「個別施設計画（狭義）」又は「個別計画」）を指すものとします。

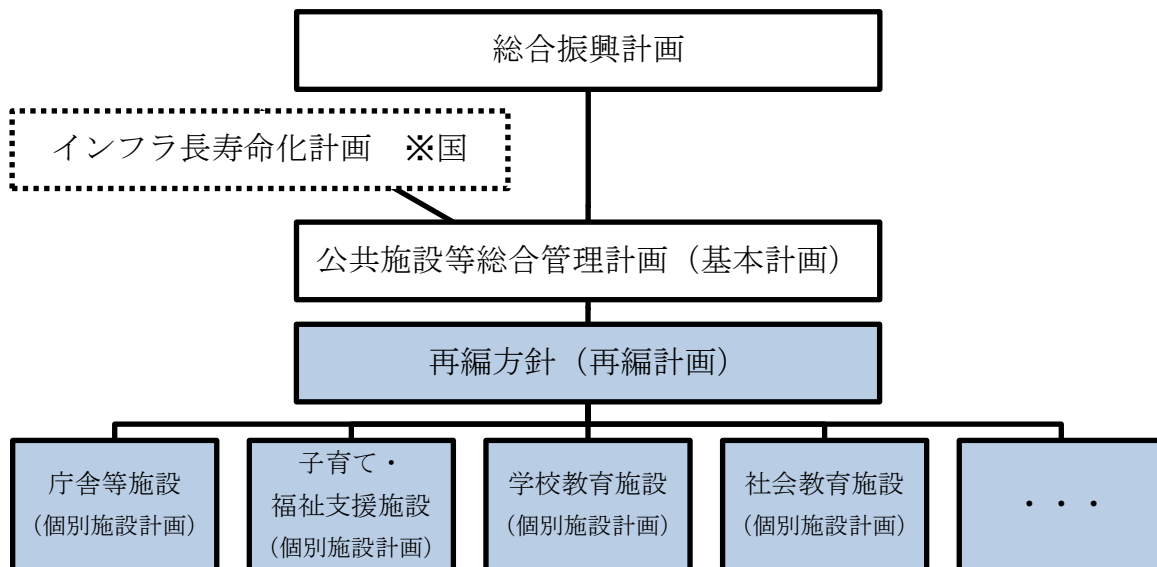
なお、インフラ施設に関する個別施設計画は、「再編方針」を含む「広義の個別施設計画」とは別個に、それぞれの分野ごとに策定しています。

## 2 この個別施設計画の位置付け

個別施設計画は、おおむね施設分野別に策定しています。

この「鷹栖町個別施設計画 子育て・福祉支援施設編」は、保育園、子育て支援センター、放課後児童クラブ等を対象としています。

【図表 1-2-1】鷹栖町の公共施設マネジメントの体系



## 第2章 個別施設計画の対象施設及び計画期間

個別施設計画は、基本計画で定めた施設分野別に策定することを原則としますが（同計画3頁参照）、各施設分野における主要な施設については個別に策定する場合があります。この章では、対象施設の一覧と、各施設についてどの計画で策定しているかについて整理します。また、基本計画で定めた計画期間を踏まえた本計画で定める計画期間の考え方について整理します。

### 第1節 対象施設の一覧表

本計画は、令和2年度（2020年度）末時点で本町が保有又は管理をする施設を対象とします。

#### 1 対象施設の一覧

##### （1）保育園

保育園は、児童福祉法に規定される、保育を必要とする未就学児を保護者に代わり保育する施設です。

##### （2）子育て支援センター

子育て支援センターは、乳幼児及びその保護者が利用でき、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる施設です。

##### （3）放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援する施設です。

本計画で対象とする施設の一覧は、図表2-1-1のとおりです。なお、一覧表の「計画名」の欄に「本計画」以外の記載がある施設については、別途、該当の計画を個別に策定しています。

【図表2-1-1】対象施設一覧

| No | 施設名                         | 建物名 | 施設所管課 | 建設年度 | 延床面積<br>(㎡) | 計画名 | 策定時期 | 計画期間      |
|----|-----------------------------|-----|-------|------|-------------|-----|------|-----------|
| 1  | 鷹栖町保育園                      |     | 健康福祉課 | 2008 | 1,213.26    | 本計画 | 2020 | 2021～2030 |
| 2  | 北野保育園<br>(こども発達支援センター)      |     | 健康福祉課 | 1977 | 647.24      | 本計画 | 2020 | 2021～2030 |
| 3  | 子育て支援センター                   |     | 健康福祉課 | 2009 | 484.27      | 本計画 | 2020 | 2021～2030 |
| 4  | 鷹栖地区放課後児童クラブ<br>(ナントラモッチ)   |     | 健康福祉課 | 1968 | 268.92      | 本計画 | 2020 | 2021～2030 |
| 5  | 北野地区放課後児童クラブ<br>(カンタラモッチ)   |     | 健康福祉課 | 2005 | 110.16      | 本計画 | 2020 | 2021～2030 |
| 6  | 北野地区放課後児童クラブ<br>(ちびカンタラモッチ) |     | 健康福祉課 | 1971 | 59.64       | 本計画 | 2020 | 2021～2030 |

## 第2節 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を対象とします。

基本計画では平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間を対象としていますが、本計画では今後10年間について具体的な対策内容及び対策時期を記載します。一方で、基本計画で定める令和37年度（2055年度）までの全期間における施設の長期的な方向性については、再編方針（第5章参照）の中で、対象施設のハードの方針（対象の施設・建物をどうするか）とソフトの方針（提供されている機能・住民サービスをどうするか）の両面から記載します。

### 第3章 個別施設計画を取り巻く現状と課題

本計画が対象とする公共施設は、住民サービスの中で様々な役割を担っており、それが必要とされる過程の中で、段階的に新規整備や建替え、修繕等がなされてきました。

この章では、公共施設の持つ役割と施設整備の過程について概要を記載するとともに、施設が現在持つ課題について整理します。

#### 第1節 公共施設の現状

本町の公共施設が住民サービスの中で果たしている役割と施設整備の概要を踏まえた公共施設の現状について整理します。

##### 1 施設の役割

###### (1) 保育園

行政機関の一部である公立保育所は、その公共性・公益性に基づき、関係機関及び地域と連携しながら、保護者の就労、妊娠・出産、疾病・障害などの理由により保育を必要とする乳児・幼児を保育しています。

###### (2) 子育て支援センター

地域子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者の交流の場の提供、育児不安等についての相談・助言、子育て情報の提供等を行っています。また、工夫した様々な行事を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

###### (3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、昼間保護者が就労等で不在となる家庭の小学校に就学している児童を対象に学童保育（放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図る）を行う施設です。

## 2 施設整備の概要

### (1) 保育園

公立保育所は2施設あり、これらのうち、新耐震基準該当が1施設、改修不要が1施設です。

- ・新耐震・・・鷹栖保育園
- ・改修不要・・・北野保育園（こども発達支援センター）

### (2) 子育て支援センター

子育て支援センターは、平成21年度（2009年度）に建築し、鷹栖保育園と併設しています。

### (3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは3施設あり、そのうち2施設が昭和40年代に整備されています（鷹栖地区放課後児童クラブ（ナンタラモッチ）、北野地区放課後児童クラブ（ちびカンタラモッチ））。

これまでは老朽化に対しては部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施しておりません。

## 第2節 公共施設が抱える課題

本町の公共施設は、建設から長期間経過している施設が多く、他町の公共施設と同様にハード面における課題を抱えています。また、建設当時からの社会情勢の変化により、現在必要とされる住民サービスや将来必要と想定される住民サービスを考慮すると、ニーズとの適合を含めたソフト面における課題も抱えています。

以下では、施設の老朽化や施設を取り巻く環境といったハード面、ソフト面の両面の課題について整理します。

### 1 施設の老朽化の概要

#### (1) 保育園

公立保育所の2施設のうち、築40年以上経過が1施設、築30年未満の施設は1施設です。

今後、これらの施設において大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施し、施設を維持することとした場合には、対策費用の大幅な増加が想定されます。

#### (2) 子育て支援センター

子育て支援センターは、当面、老朽化の課題はありません。

#### (3) 放課後児童クラブ

築50年以上の施設が6割程度を占めており、施設の老朽化が進行しています。大規模修繕や長寿命化対策を実施していないことを考慮すると、今後、現状の施設を維持するためには対策費用がこれまでよりも大幅に増加することが想定されます。

今後は関係各課と連携し、小学校の在り方の検討とともに対策を講じます。

## 2 施設を取り巻く課題

### (1) 保育園

公立保育園についてはこれまで計画的に補修等を進め、保育行政の推進と町民サービスの向上に努めてきましたが、三位一体の改革に伴う税源移譲により公立保育園の運営費が一般財源化され、税収が伸び悩む中で保育園の運営は厳しい状況下に置かれています。

### (2) 子育て支援センター

子育て支援センターの利用者数は概ね減少傾向で、少子化によりさらに利用者の減少が見込まれるため、運営の効率化等の検討が必要です。

### (3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは一概に利用率が低いということはありませんが、少子高齢化により将来の利用者の減少が見込まれます。

将来的には、児童数の減少により施設が余剰となる可能性も想定されますが、共働きや一人親世帯の増加などを含めた様々な要因を考慮に入れ、需要推計等を行っていく必要があります。

## 第4章 対策の優先順位の考え方

本町の公共施設の再編を含む対策を検討する上では、個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）のほか、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項が複数想定されます。当該事項の全てを考慮した対策の検討は現実的ではないことから、インフラ長寿命化基本計画の規定に従い、当該事項の中で検討の優先順位を付けることとします。

本計画においては、特に以下の項目を公共施設再編検討の際に優先的に考慮することとします。

### 第1節 基本的な考え方

本町の公共施設の再編を含む対策を検討する上で、全施設類型に共通する優先順位の基本的な考え方として以下の6項目を挙げます。

#### 1 機能の存続

統廃合により建物を廃止するとしても、廃止施設の機能を他の存続施設が引き継ぐ「機能移転」の考え方を多用することにより、できるだけ施設機能を存続させるように再編を行うこととします。

#### 2 専用部分の存続と共用部分の圧縮

施設の建替え等を実施する際には、施設本来の機能を担う専用部分の存続を優先することとし、玄関、廊下、トイレ等の共用部分を支障のない範囲で圧縮することにより、延床面積の削減を進めます。

#### 3 小規模施設の集約等

現在町が管理・運営している施設の中には、比較的小規模であっても管理運営費のかさむ施設があります。そのため、特に人件費削減の観点から、管理運営費のかかる小規模施設については優先的に集約等の対象とし、より重要な住民サービスに職員や予算等の資源を配分するように図ることで効率的に住民サービスを提供します。

#### 4 老朽施設の早期除却

老朽化した施設は新しい施設と比較して多額の修繕費や維持費等が必要となる傾向にあります。そのため、ライフサイクルコストの観点から、特に修繕費や維持費が多額にかかっている老朽施設は速やかに更新等の統廃合の対象とします。

#### 5 耐用年数の短縮化の検討

大規模修繕は、施設を耐用年限まで使用するために内外装（床、内壁、天井、建具、屋上防水、外壁等）や設備（電気、ガス、給排水、空調、換気、昇降機等）を新設同様のレベルまで復旧させる工事を実施するものであり、当該工事を実施しないと耐用年限までは使用できない状態となります。躯体（くたい）に残存価値があるとしても大規模修繕の実施やその後の維持に多大なコストがかかってしまうことを想定すると、総コストのごく一部に過ぎない躯体の価値の延命を図るよりも建替えを実施した方がコスト的に優位である場合があります。

そのため、躯体の残存価値に捉われ過ぎることなく、あえて耐用年限まで使わない、トータルで効率的となるような統廃合や更新を進めていきます。

## 6 耐震化の早急な達成

耐震性能に課題のある施設の耐震化を早急に進めます。また、その他の施設についても、小規模施設や附属施設を除いて計画期間内に耐震化工事を優先的に実施し、耐震化率の大幅向上に努めます。

## 第2節 施設類型特有の考え方

前節の「基本的な考え方」に加え、その施設類型特有の考慮すべき事項があります。そのため、本施設類型の再編を検討する上では、追加で以下の点を考慮することとします。

### (1) 保育園

老朽化した北野保育園（こども発達支援センター）については、今後の方向性について最優先に検討します。

また、他部署が所管する施設との複合化・集約化を検討する場合については、関係部署との連携が必要となります。

### (2) 子育て支援センター

子育て支援センターの利用者は、少子化により、減少傾向にありますが、乳幼児及びその保護者の交流の場の提供、育児不安等についての相談・助言、子育て情報の提供など、核家族化が進み、子育ての知識を得難い、現代の子育て世代には、今後も必要な施設と考えます。

### (3) 放課後児童クラブ

他部署が所管する施設との複合化・集約化を検討する場合については、関係部署との連携が必要となります。

## 第5章 個別施設の状態と再編方針

本町の公共施設の再編を含む対策を前章の「対策の優先順位の考え方」にしたがって検討する上では、個別施設のハード面とソフト面の両者の状態を把握することが重要となります。

本計画において整理したハードの状態を踏まえた上で、優先順位の考え方を考慮して再編方針を策定します。

### 第1節 個別施設の状態

本計画を策定する上で重要となる公共施設におけるハード面の状態について整理をします。整理を行うに当たっては、躯体と設備それぞれについて評価基準を設定し、当該評価基準にしたがって各公共施設のハード面の評価を行います。

#### 1 個別施設の状態の評価方法

個別施設の状態を把握するに当たっては、町内の公共施設の特徴を勘案しながら、躯体の面から個別施設の状態を評価します。

##### (1) 躯体の評価

対象となる建築物の躯体の部位等の保全又は老朽化の状況について、日常業務における管理状況等を参考にして評価しています。

評価結果については、図表 5-1-1 の A～D の 4 パターンに分けて整理しています。

【図表 5-1-1】 躯体の評価基準

| 評価 | 基準                        |
|----|---------------------------|
| A  | 建築してから 20 年未満             |
| B  | 建築してから 20 年以上 40 年未満      |
| C  | 建築してから 40 年以上             |
| D  | 建築後の経過年数にかかわらず、著しい劣化事象がある |

## 2 個別施設の状況

「1 個別施設の状況の評価方法」にしたがって各施設の躯体の状況の評価した結果は、図表 5-1-2 のとおりです。「耐震性能」については、「○」、「△」、「×」の記号で記載しています（図表 5-1-3 参照）。

【図表 5-1-2】個別施設の状況

【令和 6 年 6 月現在】

| No. | 施設名                         | 建物名 | 建築年<br>度 | 延床面積<br>(㎡) | 耐震<br>性能 | 躯体の状況 |      |
|-----|-----------------------------|-----|----------|-------------|----------|-------|------|
|     |                             |     |          |             |          | 築年数   | 劣化状況 |
| 1   | 鷹栖保育園                       |     | 2008     | 1,213.26    | ○        | 16    | A    |
| 2   | 北野保育園<br>(こども発達支援センター)      |     | 1977     | 647.24      | ○        | 47    | C    |
| 3   | 子育て支援センター                   |     | 2009     | 484.27      | ○        | 15    | A    |
| 4   | 鷹栖地区放課後児童クラブ<br>(ナンタラモッチ)   |     | 1968     | 268.92      | ▲        | 56    | C    |
| 5   | 北野地区放課後児童クラブ<br>(カンタラモッチ)   |     | 2005     | 110.16      | ○        | 19    | A    |
| 6   | 北野地区放課後児童クラブ<br>(ちびカンタラモッチ) |     | 1971     | 59.64       | ▲        | 53    | C    |

【図表 5-1-3】耐震性能を表す記号について

|          |          |                     | 対象施設に適用された耐震基準 |            |
|----------|----------|---------------------|----------------|------------|
|          |          |                     | 旧耐震基準          | 新耐震基準 (*1) |
| 実耐震診断状況の | 実施済み     | 診断結果 (*2) が「Ⅰ」又は「Ⅱ」 | ×              |            |
|          |          | 診断結果が「Ⅲ」            | ○              |            |
|          | 未実施 (*3) |                     | △              | ○          |

\*1 1981 (昭和 56) 年 6 月 1 日施行

\*2 構造体上主要な部分の地震に対する安全性に関し、大規模の地震 (震度 6 強～7 程度) の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い場合を「Ⅰ」、危険性がある場合を「Ⅱ」、危険性が低い場合を「Ⅲ」としています。

\*3 耐震診断の未実施「△」なもので、施設が著しく老朽化しており耐震工事が困難なものは、「▲」と表記しています。

## 第 2 節 再編方針

再編方針は、施設の再編・再配置の長期的な方向性を示すものであり、前章に記載した優先順位の考え方を踏まえて策定したものです。また、再編方針は、適宜見直しを実施することを想定しています。

### 1 再編方針における視点

建物自体の維持・保全等と住民サービスの維持・向上等のそれぞれの視点からの検討が必要であることから、再編方針においては、各施設の方向性について「建物」と「機能」の両面に分けて記載します。

#### (1) 建物の方向性

基本計画及び再編計画の中で施設分類毎の方向性が定められており、統合・廃止や複合化等による施設の延床面積の削減も検討することとなりますが、個々の建物の方向性は、おおむね次のいずれかによるものとします。

##### ア 存続 (維持)

現在の施設・建物を存続させる (維持する) こととします。維持していく上での必要に応じ、

大規模修繕工事、長寿命化工事、耐震化工事等を実施することによって、適切な維持管理を実施し建物の延命を図ることとします。

大規模修繕工事とは、施設の機能維持や機能回復を目的として実施する工事であり、当該工事を定期的（通常は15～30年周期）に実施することにより、建物を耐用年数まで機能させることが可能になります。

長寿命化工事とは、建物の延命を目的とした工事であり、当該工事を実施することにより建物の劣化進行を遅らせ、通常の耐用年数より長期間にわたって建物を使用することが可能になります。

耐震化工事とは、現在の耐震基準を満たしていない施設について、基本計画で定めた耐震化の方針に従って基準を満たすように対応する工事です。

#### イ 新規整備

新たな施設を整備することとします。新規整備を行う場合には、住民ニーズに合致した施設機能をそろえることにより、住民サービスの向上に寄与することを目指します。

#### ウ 建替え（更新）

現在の建物を建て替えることとします。建替えを行う場合には、現状の規模や機能のまま更新するのではなく、機能の集約化や複合化等を併せて検討することにより、より良い住民サービスの提供の可能性を検討します。

#### エ 地元譲渡

対象の施設を地元町内会や関連団体等が町の方針のもとに管理運営している場合において、当該管理運営主体に当該施設・建物を譲渡することを検討します。地元譲渡により管理運営主体の裁量の幅が広がるため、地元住民のニーズにより合致した運営が可能になります。

#### オ 民間譲渡

対象の施設・建物を、地元企業をはじめとする民間企業等に譲渡することを検討します。民間譲渡により民間企業等のノウハウを活かした運営が可能になるため、より高品質の住民サービスの提供が可能になります。

#### カ 除却

対象の施設・建物を取り壊すこととします。除却に先立つ機能の廃止の時点で、原則として、当該施設で提供している住民サービスを他の施設に機能移転することとし、できるだけ住民サービスの水準を維持するように努めます。また、建物除却後の跡地については、他の公共施設や民間収益施設等の新設など、有効活用の可能性を併せて検討します。

### （2）機能の方向性

対象施設において現在提供している住民サービス・機能を存続させるか否か等の方向性を記載しています。各機能の方向性は、おおむね次のいずれかによるものとします。

#### ア 継続（維持）

対象施設で現在提供している住民サービスを、今後も継続することとします。

#### イ 集約化

複数の施設で提供している既存の同種又は類似の住民サービスを1施設に機能集約することが適当と判断された場合、特定の施設での住民サービスの提供に統合し、残りの施設での住民サービスを廃止します。機能の集約化を行うことにより、複数の施設に分散して非効率だった住民サ

サービスの質が向上する効果が得られます。集約化に伴う施設の移転（廃止）に対しては、地域公共交通の充実・再編等により、できるだけ利用者の利便性を確保することを目指します。

#### ウ 複合化

複数の施設で提供している既存の異なる種類の住民サービスを1施設で提供することが適当と判断された場合、特定の施設で複数種類の住民サービスを提供することとし、残りの施設での住民サービスを廃止します。機能の複合化を行うことにより、1か所で複数の用事を済ませることができるようになったり、これまで特定の利用者しか想定されていなかった施設が複数の利用者を想定する施設に生まれ変わることで、多世代間交流などの新たな効果が生まれたりすることが可能になります。「集約化」の場合と同様、地域公共交通の充実・再編等による利便性の確保を併せて検討します。

#### エ 機能移転

対象施設で現在提供している住民サービス・機能を他の施設に移転し、移転後の跡地については、地域拠点施設化や売却を含む他の活用方法を検討します。なお、機能を受け入れる施設においては、集約化や複合化等の取組を検討することとなります。

#### オ 機能転用

対象施設で現在提供している住民サービス・機能を他の施設に移転するとともに、対象施設で現在提供している住民サービスとは異なる住民サービス・機能を提供することとします。学校開放の対象であった学校体育館を地域体育館に転用する場合などのように、機能転用の前後での住民サービス・機能が一部共通する場合も含みます。

#### カ 民間活用

住民サービスの実施主体や公共施設の管理運営主体を、民営化や指定管理者制度導入等により、町から民間事業者等へ変更することとします。民間活用により、民間事業者等のノウハウを活かした住民サービスの提供や施設運営が可能になるとともに、町の財政負担の軽減に寄与します。

#### キ 廃止

利用者が著しく少ない等の理由によりニーズが低いと判断される住民サービスについて、住民サービスの効率化の観点から廃止することとします。廃止により、より重要な住民サービスに財源や職員等の資源を配分することが可能になり、町全体として住民サービスの質が向上します。

#### ク 方針検討

個別施設計画策定時点で再編の方針が決定していない施設や複数の選択肢について今後検討していくべき施設については、当該施設の耐用年数や近隣施設の建替え等の対策時期を踏まえ、方針の検討を行う時期を設定することとします。これらの施設・サービスの在り方については、個別施設計画の策定後も、引き続き検討していきます。

## 2 再編方針の考え方

基本計画では40年間を単位として計画の進行・進捗状況を管理していますが、既に経過した期間を除くと実質的には35年間となります。

そのため、再編方針は、令和3年度（2021年度）以降の期間について検討することとします。

### 3 再編方針

本計画の対象施設に関する再編方針は、図表 5-2-1 のとおりです。

【図表 5-2-1】再編方針一覧

【令和 6 年 6 月現在】

| No | 施設名称                        | 建物名称 | 地区 | 耐久年限 | 延床面積<br>(㎡) | 再編方針                                         | 再編時期及び再編内容                                   |
|----|-----------------------------|------|----|------|-------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
|    |                             |      |    |      |             | 建物・機能の方向性                                    | 令和 3 年度 (2021 年度)<br>～<br>令和 12 年度 (2030 年度) |
| 1  | 鷹栖町保育園                      |      | 鷹栖 | 2068 | 1,213.26    | 長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全、改修を実施                    | 現状維持                                         |
| 2  | 北野保育園<br>(こども発達支援センター)      |      | 北野 | 2037 | 647.24      | 当面は適切な維持保全を実施しながら、将来的な施設の在り方について検討           | 現状維持                                         |
| 3  | 子育て支援センター                   |      | 鷹栖 | 2069 | 484.27      | 長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全、改修を実施                    | 現状維持                                         |
| 4  | 鷹栖地区放課後児童クラブ<br>(ナンタラモッチ)   |      | 鷹栖 | 2028 | 268.92      | 老朽化が著しいため、施設の建設、移転を含め検討                      | 現状維持                                         |
| 5  | 北野地区放課後児童クラブ<br>(カンタラモッチ)   |      | 北野 | 2045 | 110.16      | 当面は適切な維持保全を実施しながら、将来的な放課後児童クラブの在り方、方向性について検討 | 現状維持                                         |
| 6  | 北野地区放課後児童クラブ<br>(ちびカンタラモッチ) |      | 北野 | 2031 | 59.64       | 老朽化が著しいため、施設の建設、移転を含め検討                      | 現状維持                                         |

## 第6章 対策内容と実施時期

この章では、前章に定める再編方針の期間のうち、令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）（狭義の個別施設計画の計画期間に一致します。）における具体的な対策内容と実施時期について定めます。

対策内容に関しては、再編方針で定めた内容に加え、対策費用の概算と対策によって得られる効果について記載しています。

各施設の具体的な対策内容と対策時期は、表6-1-1のとおりです。

【図表 6-1-1】対策内容と実施時期

【令和6年6月現在】

| No | 施設名                     | 建物名 | 施設概要 |                         | 対策<br>内容 | 対策年度         |              |              |              |              |              |              |               |               |               | 備考<br><br>(期待される効果等)  |
|----|-------------------------|-----|------|-------------------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
|    |                         |     |      |                         |          | R3<br>(2021) | R4<br>(2022) | R5<br>(2023) | R6<br>(2024) | R7<br>(2025) | R8<br>(2026) | R9<br>(2027) | R10<br>(2028) | R11<br>(2029) | R12<br>(2030) |                       |
| 1  | 鷹栖保育園                   |     | 延床面積 | 1,213.26 m <sup>2</sup> | 修繕       |              |              | 561          | 946          |              |              |              |               |               |               | R5:非常用照明・誘導灯更新 561    |
|    |                         |     | 建築年度 | 2008年度                  | 改修       |              |              |              | 69,619       |              |              |              |               |               |               | R6:厨房等給湯ボイラー更新工事 946  |
|    |                         |     | 耐久年限 | 2068年度                  | 更新等      |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               | R6:園舎改修工事 69,619      |
| 2  | 北野保育園                   |     | 延床面積 | 647.24 m <sup>2</sup>   | 修繕       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 建築年度 | 1977年度                  | 改修       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 耐久年限 | 2037年度                  | 更新等      |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
| 3  | 子育て支援センター               |     | 延床面積 | 484.27 m <sup>2</sup>   | 修繕       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               | R6:空調設備整備工事 1,210     |
|    |                         |     | 建築年度 | 2009年度                  | 改修       |              |              |              | 1,210        |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 耐久年限 | 2069年度                  | 更新等      |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
| 4  | 鷹栖地区放課後児童クラブ（ナンタラモッチ）   |     | 延床面積 | 268.92 m <sup>2</sup>   | 修繕       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 建築年度 | 1968年度                  | 改修       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 耐久年限 | 2028年度                  | 更新等      |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
| 5  | 北野地区放課後児童クラブ（ナンタラモッチ）   |     | 延床面積 | 110.16 m <sup>2</sup>   | 修繕       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               | R6:外壁改修及び屋根塗装工事 1,695 |
|    |                         |     | 建築年度 | 2005年度                  | 改修       |              |              |              | 1,695        |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 耐久年限 | 2045年度                  | 更新等      |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
| 6  | 北野地区放課後児童クラブ（ちびカンタラモッチ） |     | 延床面積 | 59.64 m <sup>2</sup>    | 修繕       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 建築年度 | 1971年度                  | 改修       |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |
|    |                         |     | 耐久年限 | 2031年度                  | 更新等      |              |              |              |              |              |              |              |               |               |               |                       |

## 第7章 今後の対応方針

本計画は今後の公共施設マネジメントの具体的指針であることから、本計画を適切な体制の下で効果的に進めていくことが重要です。

そのため、この章では本計画の進捗管理の方法や計画の改定に関する考え方について整理するとともに、本計画を着実に実行に移していくための実施体制について整理します。さらに、対策を行っていく上で重要となる予算の考え方をどのように関連させていくかについて併せて整理します。

### 第1節 計画の進捗管理の方法

本計画において個別施設ごとに具体的に示された対策の取組予定と、各年度における対策の実際の進捗状況を比較・確認し、更新していくことによって、計画の適切な進捗管理を図ります。

計画策定時点において、計画期間内に具体的な対策内容や対策時期を検討中の施設（「方針検討」の施設）については、引き続き検討を進め、順次、対策内容及び対策時期を設定していきます。

また、5年おきに進捗管理結果の取りまとめを行い、当該時点から10年間の計画期間で新たに計画策定・進捗管理を図ることとします。

### 第2節 計画の改定に関する考え方

前節に記載のとおり、原則は5年おきに進捗管理結果の取りまとめを行い計画の更新を実施しますが、基本計画及び再編計画の検証や見直しとの整合性を図るため、個別施設ごとの対策の進捗状況を踏まえつつ、本計画についても取組予定を再検討する等の見直しを適宜（必要があれば毎年度でも）行います。

### 第3節 計画の実施体制

本計画に記載している対策については、各施設の所管課が主体となって実施します。

統廃合や複合化等の施設の再編に関する取組については、総務課が全体の統括や調整の役割を担い、各施設の所管課や関連部門と連携しながら推進します。具体的には、複合施設整備のような複数の所管課が関与する案件については、関係課による協議結果を参考に、当該案件に関する代表課を総務課が指定します。この場合、次節の手続は、当該代表課が主体となって進めるものとします。

計画の進捗状況については、毎年度、各所管課からの実績報告を受け、総務課が取りまとめます。

次年度以降の計画を変更、修正等する必要がある場合には、対象施設を所管する所属長（代表課の長を含む。）は、総務課長に計画修正の協議を行うものとします。総務課長は、計画修正の協議があった場合は、その案件の軽重により、次の（１）～（３）のいずれかによるものとします。

(1) 重要な案件である場合

必要に応じ、分野別検討会で検討の上、公共施設等マネジメント推進委員会の審議を経て決定

【例】新規整備・統廃合案件の追加・撤回や内容の大きな変更

対策の実施時期の変更であって他の施設や整備計画に大きな影響があるもの など

(2) 軽易な案件である場合

総務課にて決定

【例】本計画に記載されたデータ（建築年度、延床面積等）の修正

【図表 6-1-1】の進捗状況への実績報告の反映

上位計画の修正等に伴う文言整理 など

(3) 上記（1）及び（2）以外の場合

必要に応じ、分野別検討会での検討を経て決定

#### 第4節 予算への反映方法

本計画に記載している対策の実施に際しては、総合振興計画をはじめとする諸計画との整合性の確保と、体系的かつ有機的に展開されるべき町の諸施策との適切な連携・調整とが要請されます。また、効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していくためには、各対策に対する予算の裏付けが必要不可欠です。

これらの要請を受け、公共施設に関する施設整備計画策定及び予算編成の手続の概要を、次の（1）～（5）のように定めます。

- (1) 各施設を所管する所属長（前節で総務課長の指定を受けた代表課の長を含む。）は、本計画の予定に従って施設整備計画案を作成し、総務課長へ提出します。また、必要に応じ、財政担当による特別事情の調査に回答します。
- (2) 総務課が所管する施設整備計画の審査は、公共施設に関する案件については、財政担当、まちづくり推進課及び建設水道課が連携しながら実施するものとします。
- (3) 建設水道課長は、必要に応じ、施設整備計画の審査において助言等を行います。総務課長は、補正予算編成も含め、必要に応じ、建設水道課長の助言等を求めることができます。
- (4) 公共施設に関する案件については、総務課長は、実施計画査定の結果を建設水道課長に通知します。同様に、総務課長は、補正予算編成も含め、予算査定の結果（内示）を建設水道課長に通知します。
- (5) 本計画に記載されていない対策に関する施設整備計画案の提出や補正予算要求があった場合は、総務課長は、その旨を建設水道課長に通知するものとします。

これらの手続を確実に実行することにより、本計画の実効性を確保することができます。

鷹栖町個別施設計画 子育て・福祉支援施設編

令和3年3月

【令和6年6月改訂】

鷹栖町総務課 0166-87-2111

鷹栖町健康福祉課 0166-87-2112